

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく各保護変更決定処分の取消しを求める各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して行った各保護変更決定処分（令和2年8月3日付（以下「本件処分1」という。）、同年9月7日付（以下「本件処分2」という。）、同年10月21日付（以下「本件処分3」という。）及び同年11月2日付（以下「本件処分4」といい、本件処分1ないし本件処分3と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、処分庁が本件各処分において交通費を含めて収入認定したことについて、違法又は不当であると主張している。

なぜ就労する時に交通費のこととかを事前に説明をしないのか。交通費のことがわかり数ヶ月まえにも何回かバスでいたことつ

たえるがみとめられず、じぜんに、そうゆう説明がなされていないためだとおもう。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年11月29日	諮問
令和4年1月18日	審議（第63回第3部会）
令和4年2月4日	審議（第64回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として

認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定、必要経費

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

また、次官通知第 8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)

に定める基礎控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、令和元年10月1日、処分庁は、請求人から、就労先は自宅から自転車で通えるため、交通費はかからないが、通勤手段及び通勤費の実費額に関わらず一律に交通費が支給されることを聴取し、その後、通勤に使用する自転車を買い替えたい旨の申出を受けたため、令和元年11月給与の収入認定にあたり、当該自転車の購入費を必要経費として控除したことが認められる。

そして、処分庁は、令和2年6月10日にも、請求人が就労先に通勤する際に自転車又は原動機付自転車を利用している旨を聴取した上で、請求人から提出された各月の収入申告書を基に、次のとおり、本件各処分を行ったことが認められる。

(1) 本件処分1

令和2年8月1日付けで、7月給与33,680円について、基礎控除額16,800円を差し引いた16,880円を就労収入として収入認定し、同年8月の保護費を106,430円から110,350円に変更した。また、同年9月1日付けで、請求人の給与38,000円（推定額）から基礎控除額17,200円を差し引いた20,800円を就労収入として収入認定し、同月の保護費を106,430円とした。

(2) 本件処分2

同年9月1日付けで、8月給与31,380円から基礎控除額16,800円を差し引いた14,580円を就労収入として収入認定し、同年9月の保護費を106,430円から112,650円に変更した。また、同年10月1日付けで、請求人の給与38,000円（推定額）から基礎控除額17,200

0円を差し引いた20,800円を就労収入として収入認定し、同月の保護費を105,080円とした。

(3) 本件処分3

令和2年10月1日付けで、9月給与20,670円から基礎控除額15,600円を差し引いた5,070円を就労収入として収入認定し、同年10月の保護費を105,080円から120,810円に変更した。また、同年11月1日付けで、請求人の給与38,000円（推定額）から基礎控除額17,200円を差し引いた20,800円を就労収入として収入認定し、同月の保護費を107,710円とした。

(4) 本件処分4

同年11月1日付けで、10月給与34,904円から基礎控除額16,800円及び交通費420円（9月24日分バス代。210円×2）を差し引いた17,684円を就労収入として収入認定し、同年11月の保護費を107,710円から110,826円に変更した。

収入認定にあたり、必要経費として控除する通勤費等は実費の額とされているところ（1・(4)）、本件処分1ないし3については、控除すべき必要経費がなかったことから、処分庁は、請求人の各月の就労収入の金額から基礎控除額のみを差し引いて収入認定したものであり、本件処分4については、基礎控除に加えて、交通費の実費としてバス代を差し引いた額を収入認定したものであると認められる。そうすると、これらは上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたことが認められる。

また、収入の認定は月額によることとし、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定するとされているところ（1・(4)）、処分庁は、請求人が就労を継続していることから、同額程度の収入が継続して見込まれるとして、本件各処分がそれぞれ

れ対象とする2月目の保護費については、各月の給与推定額を38,000円とし、そこから基礎控除額17,200円を差し引いた20,800円を収入推定額として認定し、保護費の変更を行ったことが認められるが、この点にも違法又は不当があるとは認められない。

したがって、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに従って適正に行われたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張しているが、本件各処分が法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、交通費について事前に説明されず、交通費のことが分かってから、数ヶ月前にも何回かバスを利用したことを伝えたものの認められなかった旨を主張している。しかし、処分庁は、請求人から、就労先からは通勤手段及び通勤費の実費の額に関わらず一律に交通費が支給されるが、就労先への通勤には自転車と原動機付自転車を利用していることを確認しており、収入申告時において、請求人は9月24日分のバス代について申告したのみで、他の就労日について通勤費が生じている旨の申告をしておらず、当該主張に関する具体的な立証もないから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分にはいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成